

令和4年第10回定例会

議案等参考資料

1 議案第 2 号関係

おいらせ町教育相談員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行							
別表第3 (第6条関係)						別表第3 (第6条関係)							
区分	事由	期間	単位	有給無給の別		区分	事由	期間	単位	有給無給の別			
特別休暇	略	略	略	略	略	特別休暇	略	略	略	略	略		
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略		
	略	略					略	略					
	略	略					略	略					
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	
	育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年は年121日以上)の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻 (届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) が出産する場合であってその出産予定日の8週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	略		有給	育児参加休暇 (任用期間6箇月以上の職員で週3日以上又は年は年121日以上)の勤務を有する職員に限る)	会計年度任用職員の妻 (届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) が出産する場合であってその出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合にあつては、14週間) 前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子 (妻の子を含む。) を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	略	有給
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		

2 議案第 3 号関係

おいらせ町外国語指導助手設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案						現行						
別表第1 (第10条関係)						別表第1 (第10条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		
特別 休暇	略	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
	略	略					略	略				
	略	略					略	略				
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の 妻(届出をしないが 事実上の婚姻関係と 同様の事情にある者 を含む。)が出産す る場合であつてその 出産予定日の8週間 (多胎妊娠の場合に あつては、14週間) 前の日から当該出産 の日以後1年を経過 する日までの期間に ある場合において、 当該出産に係る子又 は小学校就学の始期 に達するまでの子 (妻の子を含む。)を 養育する会計年度 任用職員が、これら の子の養育のため勤 務しないことが相当 であると認められる とき	当該期間内にお ける5日の範囲 内の期間	略	略	有給	育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の 妻(届出をしないが 事実上の婚姻関係と 同様の事情にある者 を含む。)が出産す る場合であつてその 出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合に あつては、14週間) 前の日から当該出産 の日後8週間を経過 する日までの期間に ある場合において、 当該出産に係る子又 は小学校就学の始期 に達するまでの子 (妻の子を含む。)を 養育する会計年度 任用職員が、これら の子の養育のため勤 務しないことが相当 であると認められる とき	当該期間内にお ける5日の範囲 内の期間	略	略	有給	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	

3 議案第 4 号関係

おいらせ町特別支援教育支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行								
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)								
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略				
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略				
	略	略											
	略	略											
	略	略											
	略	略	略	略		略	略	略	略				
	略	略	略			略	略			略			
	略	略	略				略			略	略		
	略	略	略							略	略	略	
	略	略	略								略	略	略
	略	略	略									略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略					
育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	有給	育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の妻(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日の範囲内の期間	略	有給				
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略
略	略	略			略	略	略			略	略	略	略

4 議案第 5 号関係

おいらせ町教育相談支援員設置要綱 新旧対照表 (抜粋)

改正案					現行						
別表第3 (第6条関係)					別表第3 (第6条関係)						
区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別	区分	事由	期間	単位	有給 無給 の別		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
特別 休暇	略	略	略	略	特別 休暇	略	略	略	略		
	略										
	略										
	略	略	略	略		略	略	略	略		
	略										
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
	略	略	略	略		略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の 妻(届出をしないが 事実上の婚姻関係と 同様の事情にある者 を含む。)が出産す る場合であつてその 出産予定日の8週間 (多胎妊娠の場合に あつては、14週間) 前の日から当該出産 の日以後1年を経過 する日までの期間に ある場合において、 当該出産に係る子又 は小学校就学の始期 に達するまでの子 (妻の子を含む。)を 養育する会計年度 任用職員が、これら の子の養育のため勤 務しないことが相当 であると認められる とき	当該期間内にお ける5日の範囲 内の期間	略	有給	育児 参加 休暇 (任 用期 間6 箇月 以上 の職 員で 週3 日以 上又 は年 121 日以 上の 勤務 を有 する 職員 に限 る)	会計年度任用職員の 妻(届出をしないが 事実上の婚姻関係と 同様の事情にある者 を含む。)が出産す る場合であつてその 出産予定日の6週間 (多胎妊娠の場合に あつては、14週間) 前の日から当該出産 の日後8週間を経過 する日までの期間に ある場合において、 当該出産に係る子又 は小学校就学の始期 に達するまでの子 (妻の子を含む。)を 養育する会計年度 任用職員が、これら の子の養育のため勤 務しないことが相当 であると認められる とき	当該期間内にお ける5日の範囲 内の期間	略	有給		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略		

5 協議第 1 号関係

おいらせ町都市計画審議会委員の推薦依頼通知

お地整第 780 号
令和4年10月11日

教育委員会 教育長 松林 義一 様

おいらせ町長 成 田 隆

おいらせ町都市計画審議会委員候補者の推薦について (依頼)

日頃より、町都市計画行政に御協力いただき感謝申し上げます。

おいらせ町では、都市計画法第19条の規定により都市計画を決定する場合の事前審議を行う機関として都市計画審議会を設けております。

この度、おいらせ町都市計画審議会の設置にあたり趣旨を御理解いただき、貴団体より委員1名をご推薦いただきたく、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 委嘱期間 委嘱の日から2年間
2. 報 酬 1回の会議につき5,300円
3. 添付書類 ①都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令
②おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例
③おいらせ町都市計画審議会運営方針
④推薦書 (様式)
4. 推薦方法 同封の委員推薦書を10月21日(金)までに御返送ください。



【おいらせ町都市計画審議会事務局】
〒039-2289 おいらせ町上明堂 60-6
地域整備課 担当：富田 朋宏
TEL 0178-56-4702(課直通)

都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める
政令（昭和44年政令第11号）

内閣は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

（趣旨）

第1条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

（都道府県都市計画審議会の組織）

第2条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、11人以上35人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

（市町村都市計画審議会の組織）

第3条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、5人以上35人以内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、9人以上35人以内）とするものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

（会長）

第4条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

（議事）

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開

おいらせ町都市計画審議会運営方針

(目的)

第1条 この方針は、おいらせ町都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営議事に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会長は、審議会を招集しようとするときは、審議会の会議開催日の14日前までに会議の日時及び場所を委員、当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 委員の任期満了後の、最初に開かれる審議会の招集は、前項の規定に関わらず、町長が行う。

(会議の進行)

第3条 委員の任期満了後、最初に開かれる審議会の進行は、会長が決定するまでは、町長が行うものとする。

(説明及び助言)

第4条 会長は、議案の提案者を審議会に出席させ、説明を求めることができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員等以外の者の意見を聴き、又は助言を受けることができる。

3 前項の規定による委員等以外の者の招集は、会長が行う。

(委員の辞任)

第5条 辞任しようとする委員はあらかじめ会長に辞意の申し出をしなければならない。

(様式第1号)

2 会長は、任期途中の委員から辞任の申し出があったときは、速やかに町長へ報告するものとする。(様式第2号)

(委員の代理)

第6条 審議会において委員の代理出席は認められないものとする。

(議事の継続)

第7条 延会、中止又は休憩のため案件の議事が中断された場合において、再びその案件が議題となったときは、前の議事を継続する。